

令和 7 年 12 月定例会

議 案 説 明 資 料

予算に関する説明書

(令和 7 年度 12 月補正予算等関係(第 2 次追加提案分))

警 察 本 部

令和 7 年 12 月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】
(議 案)

警察本部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 20 号	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)	警 務 課	3

条 例 名 等	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 （警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 銃器を用いた熊の捕獲又は殺傷に係る業務の特殊性に鑑み、当該業務に従事したときに支給する特殊勤務手当を新たに設ける。 2 概要 （1） 警察職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する熊対応手当を新設し、当該手当の額は作業に従事した日 1 日につき 5,200 円とする。 ア 熊による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、ライフル銃を用いて、これを捕獲し、又は殺傷する任務に係る作業 イ 緊急銃猟（熊に係るものに限る。）に係る作業 ウ 警察官職務執行法第 4 条第 1 項の規定により関係者に対して命じた銃器を用いて熊を捕獲又は殺傷する措置に係る作業 （2） その他所要の規定の整備を行う。 （3） 施行期日は、公布の日とする。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（21） 略 <u>（22） 熊対応手当</u>	（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（21） 略 <u>（緊急な呼出し時における特例）</u> <u>第22条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</u>
（夜間特殊業務手当） <u>第22条</u> 略	（夜間特殊業務手当） <u>第23条</u> 略
（水上警戒業務手当） <u>第23条</u> 略	（水上警戒業務手当） <u>第24条</u> 略
（防疫等業務手当） <u>第24条</u> 略	（防疫等業務手当） <u>第25条</u> 略
<u>（熊対応手当）</u> <u>第25条 熊対応手当は、次に掲げる場合に支給する。</u> <u>（1） 職員が、熊による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、ライフル銃を用いて、これを捕獲し、又は殺傷する任務に係る作業に従事したとき。</u> <u>（2） 職員が緊急銃猟（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条の2第2項に規定する緊急銃猟を</u>	

<u>いい、熊に係るものに限る。）に係る作業に従事したとき。</u> <u>(3) 職員が警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定により関係者に対して命じた銃器を用いて熊を捕獲又は殺傷する措置に係る作業に従事したとき。</u> <u>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき5,200円とする。</u> <u>(緊急な呼出し時における特例)</u> <u>第26条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第21条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項、第21条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</u> (併給禁止) <u>第27条 略</u> (委任) <u>第28条 略</u>	(併給禁止) <u>第26条 略</u> (委任) <u>第27条 略</u>
---	---

附 則
この条例は、公布の日から施行する。